

第28回 地方分権改革有識者会議・第52回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事概要

開催日時：平成29年2月20日（月）10：00～12：00

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野 直彦座長（司会）、小早川 光郎座長代理、市川 晃議員、後藤 春彦議員、勢一 智子議員、谷口 尚子議員、戸田 善規議員、平井 伸治議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋 滋部会長、小早川 光郎構成員、勢一 智子構成員、野口 貴公美構成員、野村 武司構成員（小早川光郎構成員と勢一智子構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕山本 幸三内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、務台 俊介内閣府大臣政務官、西川 正郎内閣府事務次官、武川 光夫内閣府審議官、境 勉内閣府地方分権改革推進室次長、横田 信孝内閣府地方分権改革推進室次長

議事

- （1）平成28年の地方からの提案等に関する対応方針等について
 - （2）平成28年の取組の総括及び平成29年の提案募集の実施について
 - （3）その他
-

1. 冒頭、務台内閣府大臣政務官から以下の主旨の挨拶があった。

（務台大臣政務官）皆様におかれては、日ごろより地方分権の進展に御尽力賜り、感謝申し上げます。

本日は、まず、28年の地方から提案等に関する対応方針等について政府から御説明した上で、28年の取組の総括及び29年の提案募集の実施について御審議いただく。

本日の議論を踏まえ、提案の実現に向けて最大限の努力をするとともに、特に地方から積極的に御提案いただくことを念頭に置きながら、29年の提案募集の取組を進めてまいりたいので、活発な御議論をお願いする。

2. 次に、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針等について、横田内閣府地方分権改革推進室次長から、説明があった。その後、意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

（横田次長）資料1は、昨年末に閣議決定した平成28年の地方からの提案等に関する対応方針に関する資料であり、1-1が概要、1-2が対応方針の本体になっている。前回、11月17日の会議で御審議いただいた案をもとに、12月20日に地方分権改革推進本部の決定を経て閣議決定した。

資料2は、対応方針のうち法律改正が必要な事項を一括して法案化する第7次地方分権一括法案の概要である。

資料3は、フォローアップ関係の資料であり、前回までに御報告したものを除いて整理している。

資料4は、予算に関するものとして、関係府省に対して予算編成過程での検討を求めたものの例である。全体は参考資料1で整理している。

(平井議員) 今日の朝日新聞の社説で、保育園の不足の問題を念頭に、地方創生だけでなく分権をもう一度きちんとやるべきだという指摘があった。今回、それに関連するものも一部修正されているが、市町村も含めたアンケートをしたところ、いろいろと問題意識があるようなので、平成29年の進め方の中で御議論いただきたい。

平成28年については、措置率も高まっており、有識者会議の先生、また、事務方がかなり折衝した結果だと感謝している。

(小早川議員) 今回も大変成果は上がっているという感じを持った。

提案募集の対象事項についてである。もともと提案募集は、地方分権のための手法で、義務付け・枠付けの見直しと、事務・権限の国から地方へ、都道府県から市町村への移譲という2本柱が対象であるということになっている。地方分権という本来の目標のために役に立っているという面は大事である。

同時に、地方自治体行政の現場で、行政のやり方、仕組み、枠組みの不具合についていわば現場から改善に取り掛かる、まさに行政の改善の仕組みとして使われているという面がある。

これは両面が大事だと思う。一方で、地方分権という目標を魂として堅持することと同時に、実際の使い方においては、2本柱に該当しないものは外すということは余り厳格に言わずに、地方が本当に住民のニーズに応えることができるための制度の改善、運用の改善に役立つような使い方もしていく。そういう賢明、柔軟な使い方をこれからもしていけたらいい。

(高橋専門部会長) 26年の非常に多くの提案を大分その年で処理してしまった後、持続的にこの提案募集方式を定着させるには一体どうしたらいいのかということを中心に頭に置きながら作業してきた。今回も一括法として10本成果が上がったということで、御礼を申し上げたい。さらには、全体で、法律改正事項にならなくても、さまざまな制度改正につなげることができたという意味では、提案募集方式の成果、意味が関係者にだんだん定着してきたという気がしている。

ただ、引き続きこの提案募集方式の成果をつなげていくため、市町村などでは提案の団体の割合がまだ低いので、意義の徹底、宣伝を努力いただきたい。

もう一点、3年目に入ったので、積み残してきたもののフォローアップも極めて重要な課題になっている。確実に閣議決定に従って成果を上げるということで御努力いただくことは重要だと思う。今後も、フォローアップ、重点事項については、我々の部会でも取り上げてやっていきたいので引き続きよろしくお願いしたい。

3. 次に、平成28年の取組の総括及び平成29年の提案募集の実施について、横田内閣府地方分権改革推進室次長から説明があった後、地方公共団体の提案に対する支援方策について、境内閣府地方分権改革推進室次長から説明があった。その後、鳥取県における地方版ハローワークの取組状況等について平井議員から、地方分権改革に関する取組について戸田議員から、それぞれ説明があった。その後、意見交換が行われ、平成29年の提案募集の実施について有識者会議として了承することとされた。

(横田次長) 資料5は「平成28年の提案募集の取組状況」ということで、取組の総括の前提として整理したものである。

これらを踏まえて、資料6に移っていただきたい。提案募集については、御紹介したそれぞれの御意見も含め、これまで3回の実施を経て、課題も浮かび上がってきた。この資料は、それらの課題を整理し、29年の提案募集の実施に向けて、その対応方策のあり方を示したものである。

最後、資料7「平成29年の提案募集の実施について(案)」である。

平成29年の提案募集については、先ほどの資料6を含めて御議論をいただいた上で、それぞれ御説明したような対応案に沿って、適切に対応を図った上で実施したいと考えている。

(境次長) 資料8は地方公共団体の提案に対する支援方策である。29年の提案募集に際しては、市町村、特にこれまで提案を頂いていない市町村に積極的に提案を出していただくことが大変重要である。ここに掲げている3つの支援ツール(ハンドブック、データベース、事例集)を通じて地方公共団体の提案を強力に後押ししていきたい。

この3つの支援ツールを使い、全国ブロック説明会を全国8カ所で開催するとともに、地方研修会も全国20カ所で開催するということで、昨年以上に力を入れて全国行脚している。さらに、「地方分権改革の旗手」に、多くの団体の方々、分権に熱心な方々になっていただき、その方々にこういう支援ツールを使って提案を考えていただく。あるいは、その方々の横の連携を一層促進していくことを通じて、地方団体の提案の掘り起こし、住民への成果の普及、情報発信に努めていきたい。

(平井議員) 資料9-1については、地方でのハローワークを実現しようと国と地方が一致して新しい改革ができたわけであり、現実にも、既に国の法律に基づいて、通知によってこの職業紹介が行われるように自治体でもなり始めている。その一つのまとまった形として、本県で実験的にやってみようと、厚労省にも御理解いただき、また協議をしながら、新年度の開始を目指して始めたものを報告させていただく。

1ページにあるように、法律上の関与として、国と地方の協定を結ぶ。今、厚労省と法律上の協定を結ぼうとしており、これができると、多分まだできていないことが始まる。

また、国の財源支援とか地方版ハローワークの設置等を進めようとしており、2ページ目の上部にあるように、法律上の協定を結んでから、必要な措置の実施について調整する。雇用協定は、今年度中に結ぼうとしている。

3ページの下部に、「地域の課題解決のための打って出るハローワーク」と書いているが、こうした枠組みを使って、できるだけ地方分権の実が上がるように、工夫しようとしている。

4ページだが、地方財政措置で特別交付税などの措置が入ることになった。また、地域活性化雇用創造プロジェクト事業も適用を受けられることになった。これらは財源の問題についての一つの解決例ということになるかもしれない。

5ページだが、情報のオンライン提供等である。情報の共有化が図られなければならないが、平成31年度にシステム更改を厚労省が行う際、それで完全に実現するという方向で調整がついた。それまでは個別に情報共有を図るというやり方になる。

6ページだが、オーダーメイド型の研修も取り入れていこうというものである。

7ページだが、全国知事会長からの御指示もあり、重点的に調整してきた雇用保険の仕事にやはり取り組まれなければならない。これについては、2つの窓口を一体化させて物理的にも設置をすることで実を上げようということで、国と調整しているところ。

8ページだが、今は全国どこへ行っても人手不足になっており、そういう意味で、従来のマッチングは求職者側からの視点だけだったが、求人側の視点でのハローワークもあり得るのではないか。こういうものを組み合わせてやっていくものを目指したい。

9ページだが、県立米子ハローワークを県西部に設置して、例えば、女性の活躍、若者の正社員就職、シニアの就業をやろうとしている。

10ページだが、その米子ハローワークでやろうとしていることとして、移住のサポートをしたり、ワーク・ライフ・バランスを図ったり、また、東京や大阪の県の拠点にもつなげて、地方創生の実にもつなげていこうと思う。

11ページだが、企業の人材戦略に寄り添う形で運用するハローワークという観点、こうしたことも目指していきたい。

12ページだが、これと同様のものを米子に隣接している境港でも県立境港ハローワークとして設置をさせていただこうとしている。

このような形で、分権の実を上げていくことは、ユーザー側である住民の皆様、企業、あるいは女性活躍などの地域の課題、これを解決していく上で柔軟に動き得るものができる。なぜかというと、女性の社会参画や産業振興での企業誘致等々は県が行っている事業が多い。そうしたものとハローワークという職業紹介のいわば点の事業がつながることによって、立体的な施策運営が可能になると考えている。

次に、資料9-2と関連して、若干私どもで調べたことを御報告申し上げたい。

先ほど資料5の5ページでお話があったが、税財源の議論あるいは国が直接執行する運用改善等についての問題意識を言っていた。平成29年はこれに取り組みないという方向での御説明であったが、例えば、保育所から認定こども園に移行するときに国の国有財産を使っている場合、もう一回その許可を取り直さなければいけない。ただ、これは、要は、地域の実態から言えば看板をかけかえるだけに近い。そこにそうした手続がかみ合わされることにどれほど合理性があるのかという地方側の提案がある。

そうすると、資料6の4ページに現状・課題と書いてあって、現在、提案の対象は、事務・権限の移譲、規制緩和とされており、それ以外は対象外となっている。「現在」であり、つまり、ここは我々がルール

をつくれればいい。事務方ではここは動かないところだと思う。政務官をはじめ政務の皆様にも、ぜひルール設定を変えていただければいいのではないかと。

また、税財源については、本来、地方分権改革というと、確かに個別の事務や仕事の改革が一つの柱になることは当たり前であるが、喫緊の課題に対処するためには、仕組みを改めると併せて、税財源のことを一緒に議論していかないと、地方の現場は回らない。そうすると、分権の実が上がらない。

また、大きく言えば、これから数年のうちに税財源構造が変わっていく。そのときに、いわば財源のいっぱいある団体とそうでない団体など地方団体はいろいろある中で、どういう新しい税財政構造をつくっていくのか。そういう制度改革も必要ではないか。

「従うべき基準」について、アンケートを実施した。資料9-2である。「従うべき基準」の議論は、いわば分権の一つのあり方として、この地方分権改革有識者会議の中でも取り上げられてきた一つのルール設定である。地方側としては、「従うべき基準」は必要なのか、「参酌すべき基準」であるからこそ本来の分権改革ではないだろうかという意識がある。

結局、「従うべき基準」は法律と同じように効力を持つと省庁側が考えており、例外が認められない。「従うべき基準」は、本来は「標準」や「参酌すべき基準」で整理するべきなのかもしれない。

福祉の分野でこの「従うべき基準」は多用されている。このアンケート結果の上部に、保育士の配置基準がある。もっと因数分解して申し上げると、人数の基準がある。そういうものを全て満たせということになると、結局、保育所の設置自体ができなくなる。この状況を生んでいるのは、実は国の「従うべき基準」だということ。特に今は保育所に入れられないという緊急事態になっているから、例外を認めてそれぞれの自治体の裁量のもとに、ある程度の基準を置かせる。そうしないと、抜本的な解決に向かっていかないといいことではないか。

同じようなことは4つ目のポツにもあるが、園舎から離れた場所に園庭がある。それで幼保連携型認定こども園に移行できない。面積基準の一定の緩和の説明があったが、1平米でも欠けることに一体何の意味があるのか。例外も認めないということの非常にリジッドな運用にどれほど意味があるのか。

実は、これは子供の福祉だけではなくて、高齢者福祉だとか、障害者福祉等でも同じような問題が生じてくる。地方では、今は障害者福祉とか、児童福祉だとか、高齢者福祉が融合してくる。小さな拠点をつくったらいいのではないかと山本大臣が地方創生でおっしゃっている。しかし、その小さな拠点でそうした福祉のいろいろなジャンルが融合して運用しようと思うと、それぞれにまた資格の必要な人がおり過大になってしまう。そういうことが難しいからこそ、一つにまとめていろいろなサービスを提供できるようにしたいのではないかと。民間企業だったらそこは兼ね合いでやるところが、この「従うべき基準」のためにできなくなってしまう。これが本当に合理的なのか。

こういうアンケート調査の結果が出て、例えば、今、これだけ福祉について、特に児童福祉などでは施設の不足感が言われるところなので、重点的なジャンルとして有識者会議で取り扱って、提案募集で提案してくれなければだめだということではなく、議員の皆様も御見識も入れながら、このように改善したらどうですかということを経験自体で取り組まないといけなのではないだろうか。

また、2つ目だが、地域交通である。これも実は非常に伝統的な分権の課題として意識されてきた。農地のこと、都市計画のこと、ハローワークのこと、この地域の運送事業のことである。この道路運送法に

ついても、このたびアンケートを実施して、極めて多数の自治体から回答があった。

例えば、下から3つ目のバスの停留所である。定期路線の運行のバスの停留所がある。しかし、今、どんどんバスのお客さんが足りなくなってきており、フィーダー路線をつくる。そのときに、地域交通として地元で過疎バスを運営してくれということになったりする。あるいは、タクシーのような形でデマンドバスと称して走らせたりする。いろいろな形態が出てきている。

利用者は交通弱者であり、障害者も含まれるし、高齢者が病院に行くとか、そういうものが非常に多い。そういう方々からすると、余り動けない。現在の規制では、定期バスの停留所のところにはとめてはいけませんが、これもユーザーの視点に立てば、おりたところですぐ乗れるのが本当の乗りかえである。

多分、制度設計をされる方々は、東京のど真ん中の霞が関を思い浮かべると思う。交通に支障があるとか思われるだろうが、地方の実際にこういう需要が発生するところは、見渡す限り何もないところで、道路にはバスが1日に2回か3回しか来ない。そんなところで定期路線バスのバス停留所だけが聖域で、そこに一切ほかの地元がつくったバスがとまってははいけない。これはなぜかということ。

その辺は地方のレベルで決めてもいいことが多くなってきていると思うし、交通政策自体が変わってきている。貴重な地域の足が失われることがないように、国も県も市町村も協力して、地域交通の確保をしようとなってきた。社会政策として、こうした交通を維持していく、便利にしていくことが求められるようになってきた。

すなわち、分権の世界の中で、始末をしていったほうが前に進む分野というのが意識されてきているのだと思う。そういう意味で、この会議としても、また、重点的な分野として、もともと地域交通の部会もあるので、一度議論をさらにもう一度立ち上げていただき、動かしていただければどうか。

(戸田議員) 資料10は、地方がみずからのこととして、この問題に積極的に取り組まないといけないということで、具体的な取組を始めたと御理解いただけたらと思う。私からも、地方分権改革については、お金のかからない住民サービスの向上だという言い方の中で、いろいろな機会を捉えて啓発しているということだけ、この文からお酌み取りいただけたらと思う。

まず、内閣府の事務局におかれても、28年で15カ所も市町村説明会を開催していただいた。それと、高橋部会長からも、先ほど、みずから努力をしてほしいという御意見があった。それを踏まえてのことと思っている

それから、これまで町村からの提案が余りにも少なかった実態を踏まえて、この29年の提案募集に向けて、分権改革の重要性や提案募集方式の活用について、より周知をしていきたい、積極的な応募を促していきたいと思っている。

この新しいハンドブックを見せていただき、これはよくできているなと思った。特に17ページを見ていただくと、前から少し話題になった北海道の小さな村、島牧村の事例がここに取り上げられた。これを町村の皆さんが見られたら、こんな小さな村でも提案を出し、うまく実現を見ているということをも多分確認される。そうすると、「自分の町も一度提案を出して見よう」と必ず思われると思う。いいハンドブックができたと思う。これは活用をうまくしたいという思いを持ったところ。

実質的に、ある意味3年おくれのスタートになるかもしれないが、町村から出てきた提案を前向きに受

けとめていただければありがたい。まず、そのことをお願い申し上げたい。

特に、財政規模の小さい自治体からの提案は、その自治体の存続にかかわる切実な内容を含む提案となることが思料される。そのために、ささいな内容であっても前向きに取り扱いをしていただくことを重ねて要望しておきたい。底辺をとにかく広げるため、町村部も力を入れていきたい。

それと、既に市長会等から提案をされ、内閣府におかれて議論済みと区分されて、内閣府と関係省庁の調整対象とならない項目として整理されているものと同じような提案が出てくる可能性が非常に高い。

しかしながら、類似の支障事例が提出されるということは現行制度が地域の実態に合っていないということであるので、相談があったら、その支障事例の重層化、当方も横展開ということもやっていく。その辺の指導を各町村にお願いしたい。

それから、先ほど説明を受けた過去の提案のデータベース化だが、これは非常にありがたい。今までどのようなものが出ているか、それを参考にしながら提案できるので、非常にいい。データベース化の評価をさせていただきたい。

3点目だが、これも資料6の5ページに記載がある事務・権限移譲に関する部分である。この提案募集について、一番地方でよく耳にする声は、「国が具体的な支障事例にこだわり過ぎているので、事務改善のような細かな規制緩和の提案にならざるを得ず、国から地方への権限移譲を求める提案が減っているのではないか、減らざるを得ないのではないか」という声である。

それだけが要因ではないだろうが、権限移譲に関する提案数を見てみると、先ほどのグラフにもあったが、26年が366、27年が81、28年が38と確かに減ってきている。人口減少と少子高齢化が同時に進行してくる状況下にあって、多様化する地域課題を解決するためには、地方分権改革推進法の第5条1項にも記されているとおり、住民に身近な行政はできるだけ地方公共団体に委ねる、大きくりの事務・権限の移譲を進める必要があるのではないか。

その観点から言えば、事務・権限の移譲の提案については、提案募集の項目の要項を少し緩やかにできないか。現実には何が問題になっているかとの提案団体への問いは、権限移譲について地方側が権限を持っていない中で、支障事例が出せないという声が大きいことを御理解いただきたい。移譲による効果が大きいと判断される場合など、少し大きくりの中で捉えていただければありがたい。

最後だが、今、平井知事からも、道路運送法の関係の御意見があった。これは私も全く同感である。地域の公共交通の論議に期待させていただきたい。特に過疎の地域、中山間地域であるが、非常に住民の関心が高い。だから、分権改革を住民と一緒に考えていく題材としては、この地域公共交通の論議は非常に重要と思う。さらに重点化という形を求めたい。

(勢一議員) 提案募集の部会に3年間携わってきた。これまでの成果という点で、データベース化が実現したというのは本当にとってもいいことだと思っている。この会議の中でも何度かそういう要望が出ていたし、地方の提案団体からも要望が出ていたというのも伺っている。これは、今後、提案を考える市町村の担当者だけではなくて、住民や事業者もアクセスができるような形で整備していただいたので、透明性もある仕組みであるし、今後、地域全体で活用していただけるというところはとても期待できる。

あわせて、提案のために検索するだけではなくて、分権の成果の実践、横展開、全国展開をしていただ

く。これによって初めて住民に成果が届くので、そのためにも活用していただけるのではないかと期待しているところ。

今後については、ハンドブックを作成していただき、さらに提案を広く求めていく体制をとっていただいたところは、とてもありがたい。ハンドブックを拝見したが、非常にわかりやすく、しかもコンパクトで情報が多過ぎないところも、現場担当者が手にするにはいいのではないかと。特に分権担当以外の原課の方にも手にとっていただきたい形式になっているので、これはそういう点では使い勝手がいいのではないかと期待している。ただ単に郵送して終わってしまうのでは意味がないので、ぜひ説明会等でこのハンドブックを活用した上で、いろいろ支援を続けていただきたい。

このハンドブックの中で気になったのだが、24ページのところで、これまでの実績で改めて提案の状況を見てみると、やはり中小規模の自治体からはなかなか提案が出にくいというのがデータになったかと思う。24ページで、一般市9.8%、町村2.8%しか提案が出ていない。これは提案がないのかというと、具体的な支障のアンケートをお願いするといろいろ出てきている。現場で課題を抱えているのだが、なかなか対応できないという状況にあるために、提案につなげることができないところがあるのではないかと推察しているところ。ぜひこういう点も含めて、今後、引き続き支援をお願いしたい。

(野村構成員) 市町村からの数がまだまだ少ないというお話だった。一方で、市町村の子育ての会議に複数出ていて感じていることなのだが、そこでは、この会議でもしばしば取り上げられる認定こども園の問題や園庭の問題などさまざまな問題が議論になっている。ところが、市町村の子育て・子育ての現場では、この提案募集の仕組みのことを知っている人はほとんどいない。

そこで、どうして現場で伝わっていないのかと考えたときに、1つは、市町村の分権担当あるいは政策部門のところにこういう話が届いていても、現場の担当課にうまく話が行っていない可能性があるのではないかと。

また、現場で困っていることが義務付け・枠付けあるいは規制の問題なのか、あるいは税財源も含めた市町村の体力・実力の問題なのかということは恐らく区別がついていなくて、ただ難しい問題だということになっている。これが規制の問題というまで行き着くには、なかなか難しいのだろうと思う。

そういう意味では、問題意識を感じたときに、市町村から問題が上がってくるかどうかは、広い窓口と有効なコンサルティングが必要だと思う。つまり、こういう困っている問題の中に、実はこういう規制の問題があるということを気づかせてくれるコンサルティングの仕組みということだろうか。先ほどのお話の中では対象にならないものもできるだけ受け付けるという話であったので、ぜひそういうコンサルティングの仕組みをやや踏み込んだ形でやっていただきたい。

それから、困っている中には、多分にその自治体の体力・実力の問題、あるいは税財源の問題があり、それが対象外であってもどういうところにひずみがあるのかということの蓄積をしていって今後の地方分権改革の材料にしていくことがとても大事だと感じた。

(市川議員) 平成28年、専門部会の構成員の皆さんと、事務局の皆さんの並々ならぬ努力とこれだけの成果が出たということに対して感謝したい。また、ハンドブック、データベースは本当にすばらしい成果だと

思う。

このハンドブックの最後のページに、派遣職員の皆さんの顔写真とコメントの部分をもっと厚くしていただければ、地方とのコミュニケーションの課題も解決に近づけるのではないかと。

この制度を、行政側のプロの中だけではなくて、いかに住民の方に理解してもらえるか。それによって住民側から支障事例が出てくることにもなるかと思う。その辺の工夫をもう一つ考えていただけたら、あるいは我々で考えていかなければならないと思う。

その中で、国が直接執行する事業等に関しては対象外という議論が出てきているが、そもそも国の執行する事業とは何だろうかという議論もやはり省庁ですることが必要ではないか。これだけ3年間の成果が出てきて、いろいろな点で、省庁側も気づく点はあると思う。民間でいえば、各本部、各地方に権限移譲をどのように進めるかということも一つの課題になるのだが、むしろ省庁側から、これは地方であるいはそれぞれの自治体でやったらどうかという、そういう逆提案も出てくる土壌もそろそろ育ってきているのではないかと。まさしく上下主従の関係ではなく対等協力の関係なのだから、近接性、互換性、いろいろな基本的な議論の中で、各省庁が国でやるべきこと、地方でやるべきことの議論をしていただきたい。

(後藤議員) 地域交通に対しての話が何点か出た。私は地域交通部会を以前担当していて、その経緯から、そこでの合意形成を進めていくために、国と地方の問題だけではなくて、地元のバス、タクシーの業界や福祉の関係者などのステークホルダーとの合意形成を少し丁寧にやっていく必要があるとあわせて思った。

3つのツール、ハンドブックとデータベースと事例集は大変期待できる。データベースはきちんとしたものできた。このハンドブックは29年版ということではあるが、この先、データベースの使い方などもここにぜひ載せていただけると良いと思うし、まだまだ改善の余地があるかと思っており、パワーポイントが並んでいるようなところもある。こういったところはもう少しみ砕いて再編集していくことが大事である。また、一番入り口として大事な情報は事例集だと思う。提案募集の取組以降の事例集がまだできていないが、具体的に何ができたのかということを経験によりわかりやすく最初に訴えていただいて、そこが入り口になってハンドブックに入り、データベースに到達していくという流れで、ぜひ提案募集の取組以降の事例集を早目に作っていただけると良いと思う。

(小早川議員) 先ほどから、国が直接執行している事務に関する問題は対象外であるということについての御意見がいろいろ出ている。私もそれは重要だと思っている。事務・権限移譲を求めるのとは違う形で、国の事務の執行について地方が少なくとも情報は得たいとか、地方が何かやる時に国に協議せよというなら逆に国の側が何かやる時にも地方と協議・調整をせよというような観点はあると思う。そういう観点で地方の側から具体的な支障を出してもらって何かそういう調整等の仕組みを考えるというのが提案募集プログラムに載らないものだろうか、今すぐどうこうということではないが、検討していただければと思う。

(野口構成員) ありがとうございます。

今日、資料5の中に出てきた「現行規定で対応可能」とされた提案について、今回の議論に参加させていただいて感じたのは、このような規定の問題も、地方分権に適したものにしていかなければならないということだ。厳密な意味で分権ではないのかもしれないが、自治体にとってわかりやすい法律の制度のあり方という点では課題が多い分野ではないか。先ほどデータベースの説明の中に、この点に関する対応についても情報として入っているというのは非常に素晴らしいことであるし、もしかすると、今後の提案募集の議論のあり方の中で、この部分を切り取ってスピーディーに進めていくというやり方もあり得るのではないかということを感じた。

(境次長) 我々としては、提案募集を「これは対象外だから最初から話にならない」というような門前払い、基本的にはやっていない。基本的な提案募集の考え方が、地方団体の提案が、これをやれば住民生活がこうよくなるという説得力ある御議論をいただければ、なるべくその意向に沿って方策を考えて実現しようというスタンスでやっている。

今、提案の掘り起こしのためのワークショップなども、地方に行って実施しており、分権担当ではなく実際に子育て分野を担当している方々と一緒に議論して、今何に困っているか等を職員の方あるいは事業者の方に直接お伺いして、何か提案の種がないかという発掘もやっている。

そういう意味では、ここをこう変えると住民生活がこうよくなるのだという御提案を出していただき、一定の制約はあるが、なるべく広く受けとめて、それを実現して住民生活の向上を実感していただくというサイクルをうまく回していけるように、我々としては取り組んでいきたいと考えている。

(神野座長) 今年は事務局の提案の方針に基づいて実施させていただくことを原則として御承認いただいたとさせていただきたい。その上で、先ほど境次長からお答えいただいたが、対象外とされているような事項についても丁寧に扱い、かつ、何らかの形で相談させていただくが、次の分権改革の課題等につながるような場合もあるので、対象外としたものについても、何らかの形で議論させていただくこと等を御考慮いただければと思う。財政面に関して言えば、ある程度取り上げないしは別の機会や何かに残しておくということをしていただければと思う。

抜本的な税制改革について言えば、税制調査会に分権の課題を持っていくという機運がないと、なかなか抜本的な改革、つまり、国税をにらみながら地方税を改革していくことは難しいかなと思っている。提案募集を進めていって、この進め方では少し限界が来たのだと、抜本的な税制改革等々の機運を国民の中に醸成していくようなことをまずはやっていくことが重要かなと思っている。

そうしたことをやるということを経済条件にした上で、この場でもって御提案いただいた29年の対応については、御了解いただいたということにさせていただいてよろしいか。

(首肯する委員あり)

(神野座長) あとは、個別に出てきている提案だけではなくて、場合によっては、これまでもテーマ別の部会等々を開かせていただいたことがあるので、制度をこのように変えておいたほうがいいのかもかもしれないと

いうことを検討する場が必要かどうか、高橋部会長と相談させていただいて、検討させていただきたいと思っている。

4 最後に山本内閣府特命担当大臣（地方分権改革）から以下の主旨の挨拶があり、閉会した。概要は以下のとおり。

（山本内閣府特命担当大臣）熱心な、活発な御議論をいただき、感謝する。

前回の合同会議、昨年11月17日に御了承いただいた対応方針案については、昨年12月20日に地方分権改革推進本部及び閣議において決定した。

地方創生や、子ども・子育て支援関係をはじめとする、地方の現場で困っている支障を解決してほしいという切実な提案が数多く実現することとなり、全国知事会や全国市長会などからも「地方分権改革を着実に進める取組として評価」、「真の分権型社会の構築に資するもの」等の声明を頂いた。

この対応方針に基づき、第7次地方分権一括法案を今国会に提出する予定である。

本日の御議論を踏まえ、4年目となる平成29年も、地方分権改革に関する提案募集を実施したい。今年の主な改善点は3つ。

- ①まず、募集開始を1カ月程度前倒しし、地方公共団体における検討期間を十分確保したい。
- ②それから、これまでの3年間の蓄積を見える化し、ハンドブックやデータベースを作成して、地方からの提案を支援してまいりたい。
- ③また、提案募集検討専門部会における検討体制の強化を図り、提案の最大限の実現につなげていきたい。

引き続き、「地方の発意による、地方のための改革」を進めるため、提案募集方式による地方分権改革を力強く推進してまいりたいので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

（以上）

（文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり）